

平成20年度

地方公共団体の財政の健全化
に関する法律に基づく

健全化判断比率
資金不足比率

長野市

目 次

健全化判断比率とは	1
長野市の健全化判断比率	2
健全化判断比率の対象会計	3
健全化判断比率のねらいと長野市の状況	
実質赤字比率	4
連結実質赤字比率	5
実質公債費比率	7
将来負担比率	9
資金不足比率	11

健全化判断比率

健全化判断比率とは・・・

平成19年度に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政の健全性を示すものとして定められた指標で、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標と公営企業会計を対象とした「資金不足比率」があります。

これらの指標は、監査委員の審査を受けて、議会に報告し、市民のみなさまへの公表が義務付けられているものです。

健全化法の概要

健全段階

- ・実質赤字比率
- ・連結実質赤字比率
- ・実質公債費比率
- ・将来負担比率

監査委員の審査を受け、議会に報告し公表

財政の早期健全化

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、知事が必要な勧告

自主的な改善努力による財政健全化

財政の再生

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる。
【同意なし】
災害復旧事業以外の地方債発行制限
- 【同意あり】
収支不足を補うため、再生振替特別債の発行が可能
- ・財政運営が計画に適合しないときは、予算変更を国が勧告

国の関与による確実な再生

公営企業の経営健全化

早期健全化基準(イエローライン)

実質赤字比率	11.25%以上
連結実質赤字比率	16.25%以上
実質公債費比率	25%以上
将来負担比率	350%以上
資金不足比率	20%以上

財政再生基準(レッドライン)

実質赤字比率	20%以上
連結実質赤字比率	30%以上
実質公債費比率	35%以上

(財政悪化)

平成20年度長野市の健全化判断比率

	20年度 比率	20年度 参考値	19年度 比率	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	- %	2.24%	2.22%	11.25%	20%
連結実質赤字比率	- %	17.05%	16.19%	16.25%	30%
実質公債費比率	13.6 %		14.1%	25%	35%
将来負担比率	73.8 %		89.2%	350%	

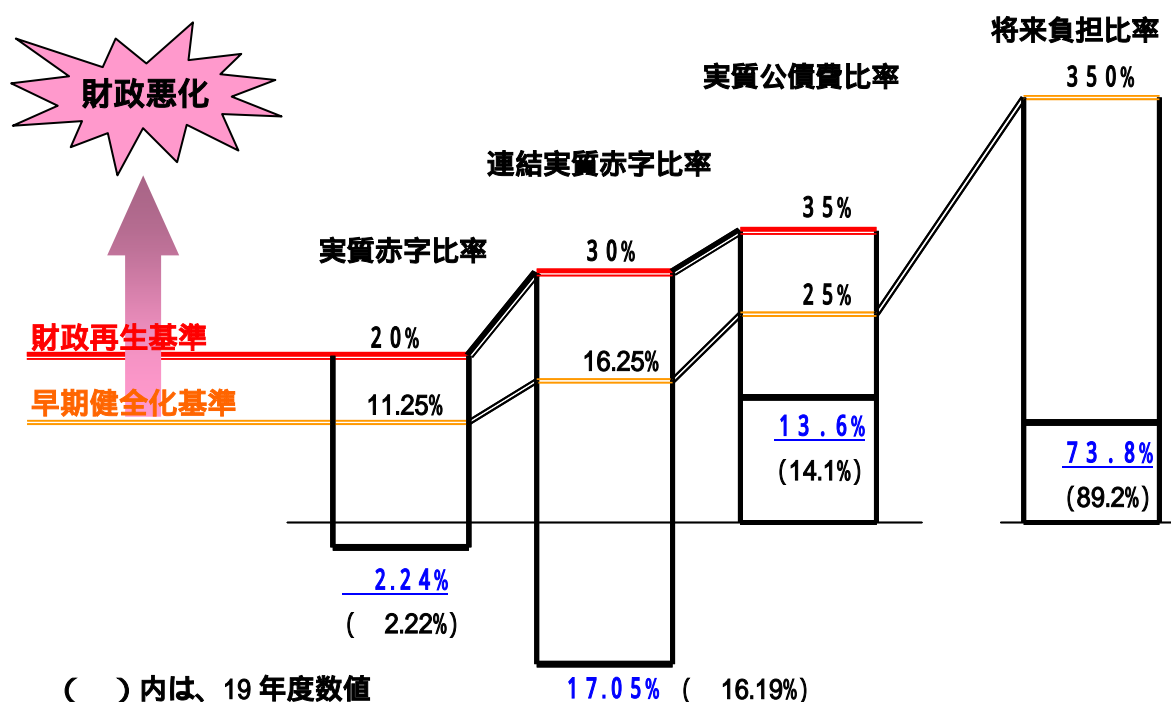
実質赤字と連結実質赤字がなかったことから、「-（ハイフン）」で表示し、黒字の数値を参考値として「」で表示しています。

資金不足比率

水道事業	- %	飯綱高原スキー場事業	- %
下水道事業	- %	簡易水道事業	- %
病院事業	- %	戸隠下水道事業	- %
戸隠観光施設事業	- %	鬼無里下水道事業	- %
産業団地事業	- %	鬼無里大岡観光施設事業	- %
農業集落排水事業	- %		

資金不足となる会計はありませんでした。

【長野市の健全化比率と健全化基準のイメージ】



健全化判断比率の対象会計

健全化法における健全化判断比率と対象会計を示すと、次の図のようになります。
 なお、実質公債費比率と将来負担比率については、公営事業会計や一部事務組合が負担する公債費等のうち、本市の一般会計等が負担しなければならない額が各比率の対象となります。



資金不足比率は、各会計ごとに算出します。

- 1 普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたもので自治体相互の比較ができるようにしたもの
- 2 公営企業法に掲載された事業であるが、特別会計で経理しているもの
- 3 公営企業法に掲載された事業で、資産評価等を行うなどにより、民間企業と同様の会計処理を行っているもの

健全化判断比率のねらいと長野市の状況

実質赤字比率

福祉、教育、環境、防災等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

地方公共団体の会計年度（4月から翌年3月まで）における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出に対して不足する場合は、赤字が生じることになります。

この赤字が解消できないと、その赤字を翌年度に繰り越すこととなりますが、翌年度においても赤字が発生すると、その赤字が累積することになります。

この赤字の程度を示すため、赤字額を地方税や地方交付税等の歳入の規模（「標準財政規模」といいます。）と比較して指標化したものが、「実質赤字比率」です。

なお、実質赤字とは、歳入から歳出を差し引いて計算する赤字額に、歳入不足によって、その年度に支払うべき債務を繰り延べたり、行うべき事業を繰り越したものを加えたものをいいます。

赤字が発生した場合は、早期に解消するため、歳出削減や歳入確保を行うことが必要になってきます。

長野市の標準財政規模

83,762百万円

長野市の一般会計等は、実質赤字比率は、「 - % 」となっています。

（単位：百万円）

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度へ繰り 越すべき財源 C	実質収支 A - B - C
一般会計	140,448	131,081	7,490	1,877
住宅新築資金等貸付	22	22		0
母子寡婦福祉資金貸付	96	31	65	0
公共用地取得	78	78		0
診療所	238	238		0
授産施設	35	35		0
一般会計等 計	140,917	131,485	7,555	1,877

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字}}{\text{標準財政規模}} = \frac{(1,877)}{83,762} = \underline{\quad - \quad} \% \quad (\quad 2.24\%)$$

実質収支が黒字となりましたので、実質赤字を「 - 」で表示しています。

連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

地方公共団体には、中心的な行政サービスを行う一般会計のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など複数の会計に分かれています。

会計が分かれているといっても、地方公共団体としての法人は一つですから、全体状況を把握することが重要です。一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、全体としてみたときの財政状況がいいとは言えません。

料金収入を財源として独立採算で行う事業の赤字額は、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則となりますが、赤字が発生すれば、全体でその赤字に対処しなければならなくなります。

そこで、それぞれの会計の赤字と黒字を合算して、全体の資金不足の程度を把握するため、地方税や地方交付税等の財源の規模（標準財政規模）と比較して指標化したものが、「連結実質赤字比率」です。

この指標が一定以上あれば、赤字が多額となっている会計が存在し、その会計の赤字の問題は、地方公共団体にとって、大きな問題となっていることを示しています。

連結の赤字は、本来生じるべきではないものであり、赤字が生じた場合は、十分にその原因を分析し、早期解消が必要であり、また、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を行うことが必要になってきます。

長野市の標準財政規模 83,762百万円

長野市の連結実質赤字比率は、「 - % 」となっています。

【一般会計、各特別会計】

(単位：百万円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度へ繰り 越すべき財源 C	実質収支 A - B - C (ア)
一般会計等	140,917	131,485	7,555	1,877
国民健康保険	31,506	30,371	0	1,135
交通災害等共済	159	159	0	0
老人保健医療	2,965	2,965	0	0
駐車場	283	283	0	0
介護保険	22,727	22,522	0	205
後期高齢者医療	3,446	3,430	0	16
農業集落排水事業	577	564	0	13
飯綱高原スキー場	105	105	0	0
簡易水道	666	663	0	3
戸隠下水道	427	421	0	6
鬼無里下水道	187	184	0	3
鬼無里大岡観光施設	42	41	0	1
			(ア)計	3,259

【企業会計（宅地造成除く）】

会計名	流動資産 A	繰越財源 B	流動負債 C	資金剰余額 A - B - C (イ)
水道事業	4,232	0	856	3,376
下水道事業	8,154	67	2,749	5,338
病院事業	3,010	0	705	2,305
戸隠観光施設事業	54	0	46	8
			(イ)計	11,027

【企業会計（宅地造成のみ）】

会計名	流動資産 A	土地評価差額 B	流動負債 C	長期借入金 D	資金剰余額 C-(A-B)+D (ウ)
産業団地事業	1,925	650	337	2,557	0

宅地造成事業の資金剰余額については、他の企業会計と相違し、一般会計からの長期借入金を資金不足額に加え、正の値ならば0とします。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計・各特別会計} + \text{企業会計の実質赤字 (ア+イ+ウ)}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{(3,259) + (11,027) + 0}{83,762} = \underline{\underline{-}} \% \quad (17.05\%)$$

実質収支が黒字となりましたので、連結実質赤字を「 」で表示しています。

実質公債費比率

借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが、「実質公債費比率」です。

地方公共団体の年度を超える長期の借金を地方債といい、この元金及び利息の支払いを公債費といいます。この地方債は、大規模な事業を行う場合の単年度の資金繰りのためだけではなく、その整備した施設を利用する複数の世代が、公平に負担するという観点から、財政負担を後年度に平準化するという年度間調整の機能も有しています。

地方債は、借り入れた年度の資金繰りは楽になりますが、後年度に借り入れた金額と利息を支払わなければなりません。また、公営企業等の他会計の公債費に対して、一般会計から繰り出す経費もあります。このほか、土地改良区や社会福祉協議会、社会事業協会等が施設を整備する際に借り入れた元利償還金に対する補助金もあり、これらの経費は、毎年度支払いを行わなければならない義務的経費となります。このため、一般会計の公債費だけではなく、これら公債費に準じた経費も加算して、実質的な公債費を算出し、地方税や地方交付税等の財源の規模（標準財政規模）と比較して指標化したものが、「実質公債費比率」です。

公債費や公債費に準じる経費は、削減したり先送りしたりすることができないものであり、一度この経費が増大すると数年間にわたり、同程度の額を支払っていかねばならず、短期間で削減は大変困難なものとなります。

このため、比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、一般会計の資金繰りの危険度を示す指標です。

長野市の実質公債費比率は、「13.6%」となっています。

単位：百万円

【分子の計算】	18年度	19年度	20年度
一般会計等公債費	23,116	21,822	24,233
ミニ公募債理論算入額	64	70	70
公営企業の公債費への繰出金	6,400	6,136	6,047
一部事務組合等の公債費負担分	281	173	145
債務負担行為のうち公債費相当分	811	752	684
一時借入金の利子	0	0	0
～ 計	30,672	28,953	31,179

	18年度	19年度	20年度
A 公債費の特定財源等	2,394	2,047	5,212
B 公債費に充当した都市計画税	2,838	3,092	2,826
C 普通交付税で措置されるもの	14,931	14,791	14,638

【分母の計算】

	18年度	19年度	20年度
標準財政規模	83,503	82,967	83,762
C' 普通交付税で措置されるもの	14,931	14,791	14,638

$$\begin{aligned}
 \text{(各年度) 実質公債費比率} &= \frac{\text{公債費及び公債費に準ずる経費} - \text{特定財源 A} - \text{都市計画税 B} - \text{普通交付税で措置されるもの C}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税で措置されるもの C'}}
 \end{aligned}$$

$$18\text{年度} = \frac{30,672 - 2,394 - 2,838 - 14,931}{83,503 - 14,931} = 15.32\%$$

$$19\text{年度} = \frac{28,953 - 2,047 - 3,092 - 14,791}{82,967 - 14,791} = 13.23\%$$

$$20\text{年度} = \frac{31,179 - 5,212 - 2,826 - 14,638}{83,762 - 14,638} = 12.30\%$$

$$\text{実質公債費比率 (3年平均)} = \frac{15.32\% + 13.23\% + 12.30\%}{3} = \underline{\underline{13.6\%}}$$

20年度の一般会計等公債費は、19年度に比べ、大幅な増となっていますが、高金利市債の繰上償還（7.8億円）や借換（22.2億円）を行ったためで、これらは、A公債費の特定財源として控除することになっています。

将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが、「将来負担比率」です。

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、長期の借入金である地方債の現在高のほか、土地改良区や社会福祉協議会、社会事業協会等が施設を整備する際に借り入れた元利償還金に対する補助金などの毎年度支払いを行わなければならない経費があります。このほかにも、近隣市町村と構成している組合で施設を整備する際に発行した地方債のうち、本市が負担しなければならない経費もあります。

また、土地開発公社や第三セクターの負債のうち、損失補償する契約をしているものについても、公社などの経営状況によっては、将来、一般会計で負担しなければならないこともあり得ます。

さらに、市職員が全員退職した場合に支払われる退職金も加えて、現時点で確定している将来の財政負担や、想定される財政負担を、地方税や地方交付税等の財源の規模（標準財政規模）と比較して指標化したものが、「将来負担比率」です。なお、この将来負担比率の算出にあたっては、将来負担額に充てることのできる基金（貯金）の額は控除することとしています。

この比率が高い場合は、将来こうした負担額を実際に支払っていかねばなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高いといえます。

長野市の将来負担比率は、「73.8%」となっています。

【分子の計算】

単位：百万円

	20年度	19年度
一般会計等の年度末地方債現在高	145,411	154,436
債務負担行為に基づく支出予定額	5,128	6,908
公営企業等の地方債残高に対する繰出予定額	84,976	85,569
一部事務組合等の年度末地方債現在高のうち、本市が負担しなければならない額	767	918
年度末に全職員が退職した場合に一般会計等が負担しなければならない額	2,562名分	2,634名分
	20,923	21,122
土地開発公社や第三セクターの負債の負担見込額	3,740	0
連結実質赤字額	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
～ 計	260,945	268,953

A 年度末において、現金・預金・国債で保有している基金残高	22,492	15,820
B 公債費に充当される特定財源見込額	9,389	10,455
C 将来負担に充当される都市計画税見込額	27,123	26,868
D 普通交付税で措置される見込額	150,866	154,989

【分母の計算】

標準財政規模	83,762	82,967
E 普通交付税で措置されるもの	14,638	14,791

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{\text{市債残高及び公債費に準ずる経費の将来負担額} - \text{基金残高 A} - \text{特定財源 B} - \text{都市計画税 C} - \text{普通交付税で措置される見込額 D}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税で措置されるもの E}} \\
 &= \frac{260,945 - 22,492 - 9,389 - 27,123 - 150,866}{83,762 - 14,638} = \underline{\underline{73.8\%}}
 \end{aligned}$$

20年度のAの「年度末において、現金・預金・国債で保有している基金残高」が大幅な増となっていますが、基金残高の増のほかに、国の算定方法の見直しにより、本市が土地開発公社の負債に充当していた基金について、A（充当可能基金）として整理することになったことによるものです。

参考（平成19年度）

$$= \frac{268,953 - 15,820 - 10,455 - 26,868 - 154,989}{82,967 - 14,791} = \underline{\underline{89.2\%}}$$

資金不足比率（会計ごと）

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが、「資金不足比率」です。

公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入等に対する資金不足の規模で表したのが、「資金不足比率」です。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることとなります。

ただし、公営企業の赤字を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差し引くこととしています。

例えば、下水道事業の場合、各家庭に下水道を引く前に、まず下水処理場の建設が必要であり、下水道料金が入ってくるまでは資金不足になるものの、後の料金収入等で解消されることが前提となっている場合があります。

このような場合には、解消することが予定されている範囲内の資金不足については、資金不足から差し引いて計算することとしています。

長野市の公営企業において、資金不足となる会計はありませんでした。

$$\text{資金不足比率（会計ごと）} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【資金不足額】

- ・ 法適用企業：（流動負債＋建設改良費以外に充てるために起こした地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ・ 法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額＋建設改良費以外に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

【解消可能資金不足額】

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる事情のある場合において、資金の不足額から一定額を控除するもの。

本市において、解消可能資金不足額として控除するものはありません。

【事業の規模】

- ・ 法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額
- ・ 法非適用企業：営業収益に相当する収入の額
－ 受託工事収益に相当する収入の額

会計ごとの資金不足額

単位：百万円

会 計 名		流動負債 A	流動資産 B	繰越財源 C	資金不足額 A-(B-C)
企業 会計	水道事業	856	4,232	0	3,376
	下水道事業	2,749	8,154	67	5,338
	病院事業	705	3,010	0	2,305

会計名		流動負債 A	流動資産 B	繰越財源 C	資金不足額 A-(B-C)
企業	戸隠観光施設事業	46	54	0	8
会計名		歳出額 A	歳入額 B	繰越財源 C	資金不足額 A-(B-C)
特別 会計	農業集落排水事業	564	577	0	13
	飯綱高原スキー場事業	105	105	0	0
	簡易水道事業	663	666	0	3
	戸隠下水道事業	421	427	0	6
	鬼無里下水道事業	184	187	0	3
	鬼無里大岡観光施設	41	42	0	1

資金不足の会計がなかったことから、黒字の数値を参考値として「 」で表示しています。

会計名		流動負債 A	流動資産 B	土地評価差額 C	長期借入金	資金不足額 A-(B-C)
企業	産業団地事業	337	1,925	650	2,557	0

宅地造成事業は、他の企業会計と相違し、一般会計からの長期借入金を資金剰余額から控除します。